

綾瀬市生徒会活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、中学生が生徒会活動を通して身近な課題を自分事として捉え、解決に向けて主体的に考え行動する実践力を養う機会を提供することを目的として、綾瀬市立中学校の生徒会本部役員に、公約を掲げて立候補した生徒が、実現したいことを具体的に形にできるよう、各校の生徒会に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費）

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生徒会活動に要する経費のうち、各本部役員が生徒会選挙において掲げた公約の内容又は公約に関連した内容の実現のために必要な経費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、生徒会本部役員の任期1期当たり各校10万円を限度とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付の申請は、中学校長が、綾瀬市生徒会活動支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出することで行わなければならない。

（1）綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施計画書（第2号様式）

（2）綾瀬市生徒会活動支援補助金事業予算書（第3号様式）

（3）補助金の振込先口座のわかる書類

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、速やかに綾瀬市生徒会活動支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により、中学校長に通知するものとする。

（変更の申請）

第6条 補助金の交付を受けた後に生じた理由により対象経費の額に変更があった場合は、中学校長は、綾瀬市生徒会活動支援補助金変更交付申請書兼請求書（第5号様式）に第4条各号に規定する必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

（変更の決定）

第7条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、内容を審査し、速やかに補助金の変更の適否について綾瀬市生徒会活動支援補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、中学校長に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定により過払い金が生じた場合は、相当額の返還を中学校長に請求するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げのできる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 中学校長は、補助金に係る事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は事業完了日の属する会計年度の3月末までの、いずれか早い日付で、綾瀬市生徒会活動支援補助金実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添え、市長に報告しなければならない。

(1) 綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施報告書（第8号様式）

(2) 綾瀬市生徒会活動支援補助金事業収支決算書（第9号様式）

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月4日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者：綾瀬市立 中学校長

年度の綾瀬市生徒会活動支援補助金の交付を受けたいので、綾瀬市生徒会活動支援補助金交付要綱第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請額 金_____円

(1) 概算払い 該当有 ☐ 該当無 ☐（どちらかにチェックをつける）

(2) 概算払いの理由 _____

2 関係書類

- (1) 綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施計画書（第 2 号様式）
- (2) 綾瀬市生徒会活動支援補助金事業予算書（第 3 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の受け取りを希望する口座の情報

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第 2 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施計画書

綾瀬市立 中学校生徒会

公約の概要	
活動内容	
活動内容がどのように公約と関係するか	
実施時期	

第3号様式（第4条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金事業予算書

綾瀬市立 中学校生徒会

収入の部

項目	金額
	円
	円
	円
合計	円

支出の部

[illegible]

第4号様式（第5条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金交付決定通知書

綾教総第 号

年 月 日

綾瀬市立 中学校長 殿

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市生徒会活動支援補助金については、次のとおり交付することに決定したので、綾瀬市生徒会活動支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助団体は、交付要綱に従わなければなりません。
- (2) 本補助金は、補助事業の目的以外に使用してはなりません。
- (3) 事業内容を変更し、または中止し、もしくは経費配分を変更しようとするときは、事前に市長の承認を受けてください。
- (4) 補助事業が完了したときは、交付要綱第9条の規定に基づき、速やかに実績報告書を提出してください。
- (5) 虚偽の申請その他不正な行為が認められた場合は、補助金の全部または一部を返還いただくことがあります。

第 5 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金変更交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者：綾瀬市立 中学校長

年 月 日付けで申請した補助金について、次のとおり変更が生じたので、綾瀬市生徒会活動支援補助金交付要綱第 6 条の規定により補助金の変更交付を申請します。

1 変更理由

2 交付申請金額 円

3 既交付決定額 円

4 添付書類

- (1) 綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施計画書（第 2 号様式）
- (2) 綾瀬市生徒会活動支援補助金事業予算書（第 3 号様式）

5 補助金を受け取る口座の情報（交付申請金額が既交付決定額を上回る場合のみ記入）

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第6号様式(第7条関係)

綾瀬市生徒会活動支援補助金変更交付決定通知書

綾教総第 号

年 月 日

綾瀬市立 中学校長 殿

綾瀬市 印

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度綾瀬市生徒会活動支援補助金については、次のとおり交付することに決定したので、綾瀬市生徒会活動支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助団体は、交付要綱に従わなければなりません。
- (2) 本補助金は、補助事業の目的以外に使用してはなりません。
- (3) 事業内容を変更し、または中止し、もしくは経費配分を変更しようとするときは、事前に市長の承認を受けてください。
- (4) 補助事業が完了したときは、交付要綱第9条の規定に基づき、速やかに実績報告書を提出してください。
- (5) 虚偽の申請その他不正な行為が認められた場合は、補助金の全部または一部を返還いただくことがあります。

第7号様式（第9条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者：綾瀬市立 中学校長

年 月 日付け綾教総第 号で交付決定を受けた綾瀬市生徒会活動支援補助金について、綾瀬市生徒会活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- （1）綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施報告書（第8号様式）
- （2）綾瀬市生徒会活動支援補助金事業収支決算書（第9号様式）
- （3）補助対象事業に要した経費を証する書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市生徒会活動支援補助金事業実施報告書

綾瀬市立 中学校生徒会

公約が実現でき ましたか	☐ 実現できた ☐ 実現できなかった ☐ どちらともいえない
活動の内容 活動の記録	
どのような効果が ありましたか	
事業を実施しての 生徒会本部役員の 感想	

第9号様式(第9条関係)

綾瀬市生徒会活動支援補助金事業収支決算書

綾瀬市立 中学校生徒会

収入の部

項目	金額
市補助金	円
	円
	円
合計	円

支出の部

[illegible]